

平成 29 年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「インターンシップ試行導入による支援の標準化と
地域ブロック内連携支援等の強化・充実事業」

「ブロック別 研修資料」

平成 29 年度

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

平成 29 年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「インターンシップ試行導入による支援の標準化と
地域ブロック内連携支援等の強化・充実事業」

「ブロック別 研修資料」

- 平成 29 年度 ブロック研修一覧
- 北海道・東北ブロック
- 関東・信越ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

平成30年度全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロックセンター研修会 開催要綱
(平成30年度岩手県地域生活定着支援研修会)

目的 誰ひとり取り残さない～共に歩む安全・安心なやさしい街の実現を目指して、再犯防止推進法を踏まえた講演等を通し、情報共有を図るとともに地域のネットワークの充実強化につなげる。併せて、受け入れ促進に向けた普及啓発の推進を図る。

開催日 平成30年11月15日（木）～16日（金）

会場 アイーナいわて県民情報交流センター 会議室804
岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号

内容 **11月15日（木）受付 12時00分～13時00分**

開会 13時00分

岩手県保健福祉部地域福祉課 総括課長 菊池優幸 氏
全国地域生活定着支援センター協議会北海道・東北ブロックセンター長
北海道地域生活定着支援札幌センター 所長 石井 隆

行政報告 13時10分～13時40分

「地域生活定着促進事業の実践と課題等について」
厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 熊坂洋三 氏

基礎講座 13時45分～16時55分

- 1 「矯正」刑務所
盛岡少年刑務所 首席矯正処遇官（企画担当） 高橋 聖 氏
- 2 「司法1」弁護士
川上・吉江法律事務所 弁護士 吉江暢洋 氏
- 3 「司法2」検察庁
盛岡地方検察庁 総括捜査官（社会復帰支援担当） 木村卓嗣 氏
- 4 「更生保護」保護観察所
盛岡保護観察所 総括保護観察官 下野博史 氏
- 5 「定着」地域生活定着支援センター
長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸剛史 氏

情報交換会 18時30分～20時30分
ホテルルイズ 岩手県盛岡市盛岡駅前通7番15号
☎019-625-2611
会費 5,500円

11月16日（金）受付 8時45分～9時15分

講演 9時15分～9時45分
「これから地域生活定着支援センターの役割について」
全国地域生活定着支援センター協議会 会長 北岡賢剛 氏

特別講演 10時00分～11時50分
「明石市における更生支援の取り組みについて
～やさしい社会を明石から～」
明石市長 泉房穂 氏

閉会 11時50分～
全国地域生活定着支援センター協議会理事
岩手県社会福祉事業団 常務理事兼事務局長 朽木正彦

平成30年度全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロックセンター研修会

(平成30年度岩手県地域生活定着支援研修会)

～誰ひとり取り残さない、共に歩む安全・安心
なやさしい街の実現を目指して～

とき 平成30年11月15日（木）～16日（金）
ばしょ アイーナいわて県民情報交流センター
会議室804

主催 全国地域生活定着支援センター協議会
共催 岩手県

目 次

【開催要綱】	1
【第一日目】	
1 開会あいさつ	3
岩手県保健福祉部地域福祉課 総括課長 菊池優幸 氏	
全国地域生活定着支援センター協議会北海道・東北ブロックセンター長	
北海道地域生活定着支援札幌センター 所長 石井 隆	
2 行政報告	5
「地域生活定着促進事業の実践と課題等について」	
厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 熊坂洋三 氏	
3 基礎講座	18
(1) 「矯正」刑務所	19
盛岡少年刑務所 首席矯正処遇官（企画担当） 高橋 聖 氏	
(2) 「司法1」弁護士	40
川上・吉江法律事務所 弁護士 吉江暢洋 氏	
(3) 「司法2」検察庁	49
盛岡地方検察庁 統括捜査官（社会復帰支援担当）木村卓嗣 氏	
(4) 「更生保護」保護観察所	64
盛岡保護観察所 統括保護観察官 下野博史 氏	
(5) 「定着」地域生活定着支援センター	89
長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸剛史 氏	
【第二日目】	
1 講演	109
「これから地域生活定着支援センターの役割について」	
全国地域生活定着支援センター協議会 会長 北岡賢剛 氏	
2 特別講演	111
「明石市における更生支援の取り組みについて ～やさしい社会を明石から～」	
明石市長 泉 房穂 氏	
3 閉会あいさつ	136
全国地域生活定着支援センター協議会 理事	
岩手県社会福祉事業団 常務理事兼事務局長 朽木正彦	

開 会

【開会あいさつ】

岩手県保健福祉部地域福祉課 総括課長 菊池優幸 氏

全国地域生活定着支援センター協議会北海道・東北ブロック
センター長

北海道地域生活定着支援札幌センター 所長 石井 隆

行政報告

「地域生活定着促進事業の実践と課題等について」

くまさかようぞう
熊坂洋三 氏

(厚生労働省社会・援護局総務課長補佐)

プロフィール

平成15年 法務省入省（保護局）

平成19年 厚生労働省職業安定局

（出向 刑務所出所者への就労支援担当）

平成21年 法務省保護局観察課

平成27年 福島保護観察所

平成29年 現職

（出向 厚生労働省社会・援護局で地域生活定着促進事業を中心^にに担当）

地域生活定着促進事業の 実践と課題等について

平成30年11月15日
厚生労働省
社会・援護局総務課 熊坂洋三

1

- 1 地域生活定着促進事業の沿革
- 2 本事業の概要
- 3 本事業の実績
- 4 本事業の課題
- 5 本事業をとりまく状況

2

1 地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

～20年度 →次のような点が示される

犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）



受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし

釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

平成21年度 地域生活定着支援事業開始

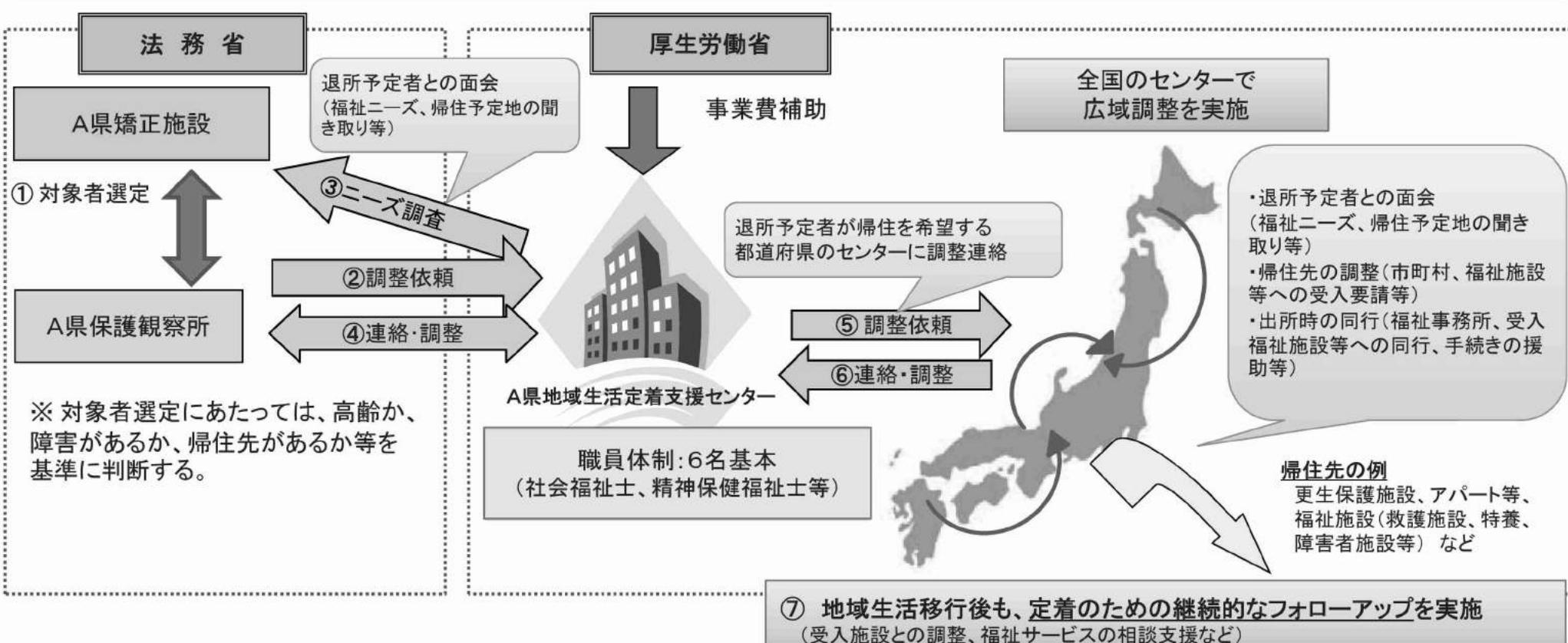
平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

本事業は「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

3

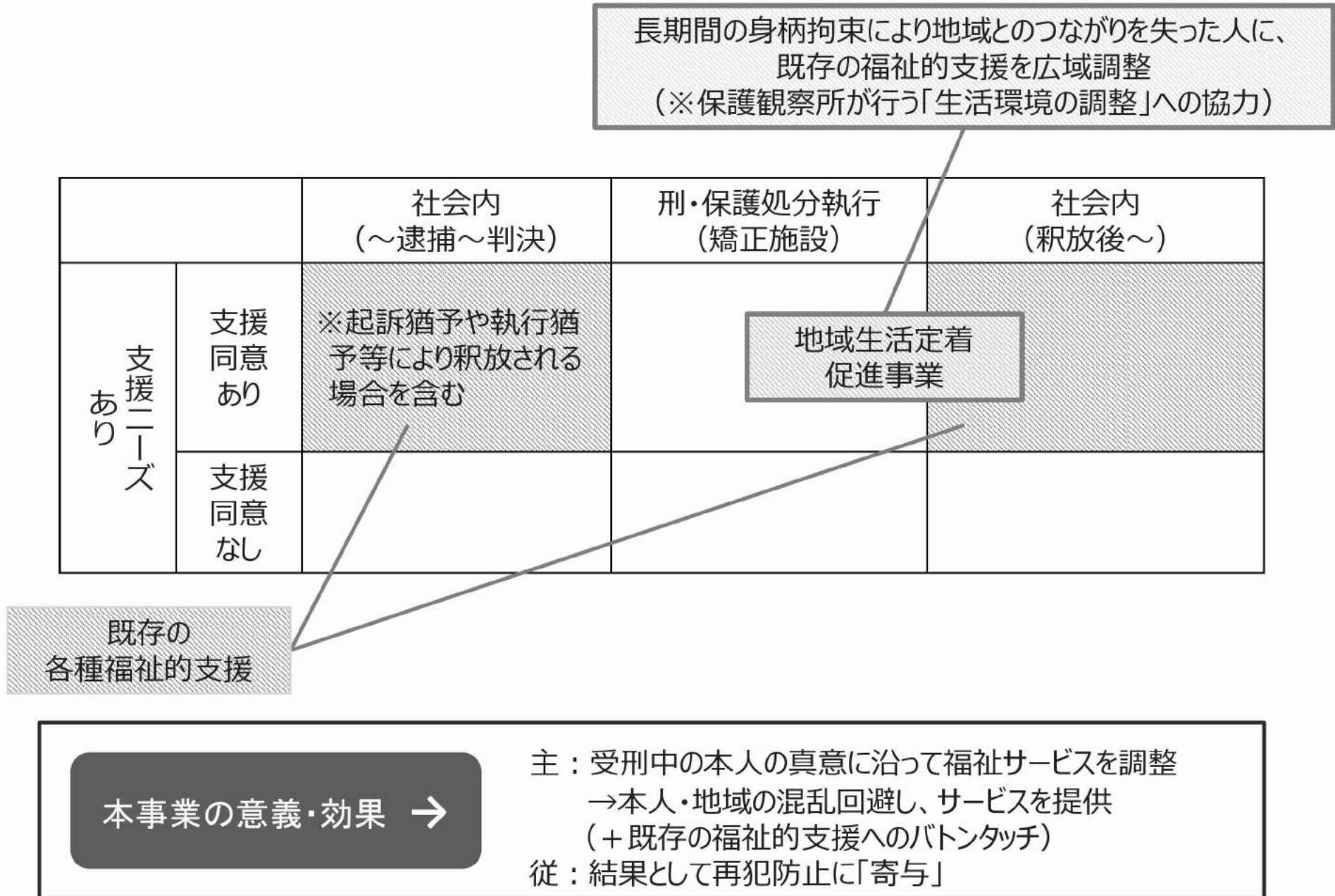
2 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



4

(参考) 地域生活定着促進事業の位置付け



地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に 1 か所
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO 等に運営委託可
- 定額補助 (3/4相当)
職員経費のほか、活動費（旅費、通信費、事務所経費等）を含む
- 職員数 6 人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可
ただし、社会福祉士等の専門職 1 人以上必置

- 平成 23 年度末に全都道府県に設置
- 平成 30 年 4 月現在
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：33 か所(社協 8 か所)、
社団法人：10 か所
NPO：5 か所

3 地域生活定着支援センターの支援状況（平成29年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

(単位:人、かっこ内は平成28年度の実績)

コーディネートを実施した者		1,426(1,374)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	751(695)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	537(561)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	138(118)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	101(83)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	361(294)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続を行った者	235(221)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	113(129)

2. フォローアップ業務

(受入れ調整後に行う受入先施設等への支援)

3. 相談支援業務

(地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援)

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者	2,153 (2,037)
【内訳】	支援が終了した者(地域に定着した者)
	支援継続中の者

相談支援を実施した者	1,369 (1,260)
【内訳】	支援が終了した者
	支援継続中の者

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	555(580)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	177(188)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	95(99)

相談支援中に生活保護を申請した者	81(95)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	50(55)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	13(26)

【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

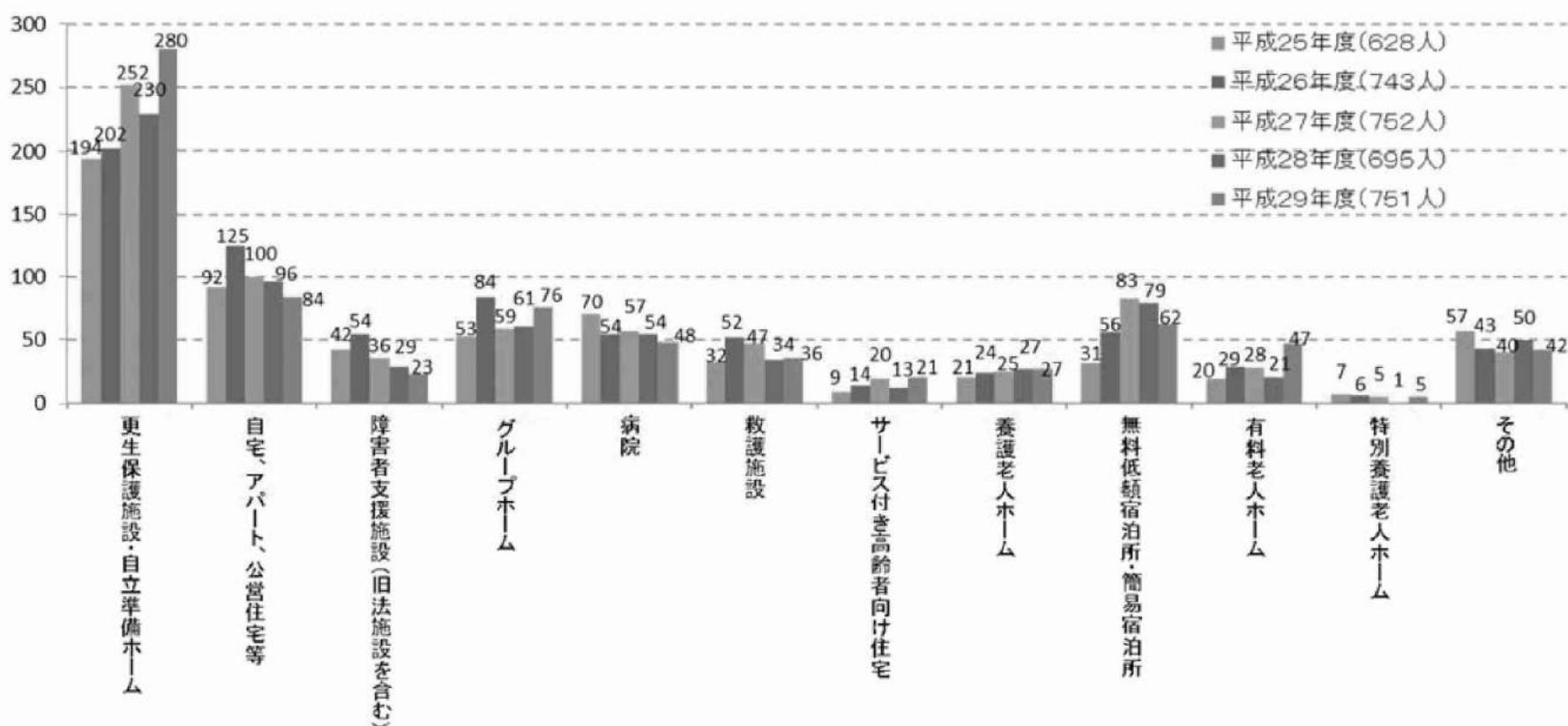
(単位:人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(25)	34(47)	42(37)	1(2)	6(5)	7(6)	0(1)	248(221)	375(344)
65歳未満	22(19)	133(119)	109(114)	13(11)	16(9)	61(66)	4(4)	18(9)	376(351)
合計	59(44)	167(166)	151(151)	14(13)	22(14)	68(72)	4(5)	266(230)	751(695)

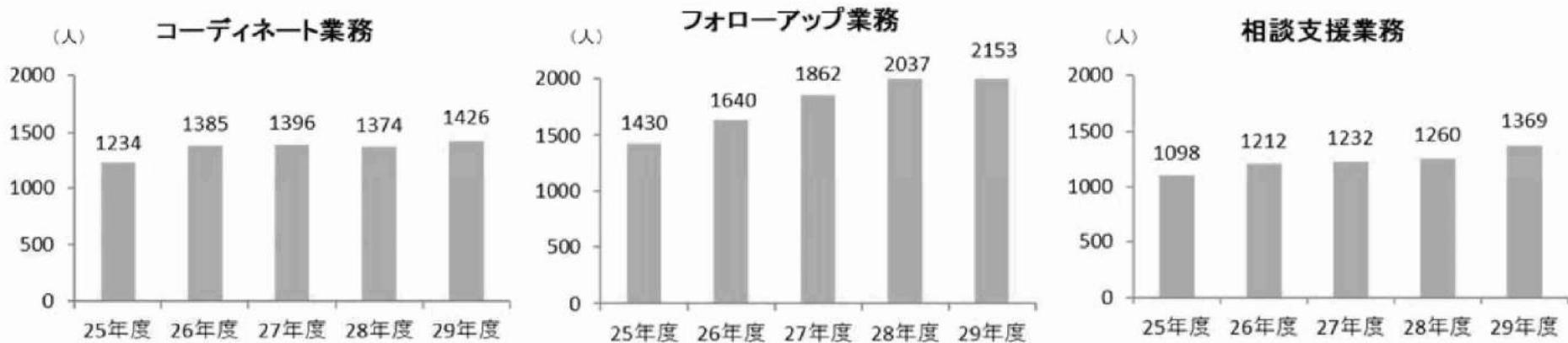
※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成28年度の実績である。

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位:人)



1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

4 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整
 釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6ヶ月）の確保

センターができること → 矯正施設・保護観察所との定期的な会議の開催
 候補者の選定段階からのかかわり

2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）
 矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催
 相談支援機関（※2）における本来求められる機能に沿った支援

センターができること → 多様な研修・協議会の開催やアフターケアを通じた事業所や施設の開拓・確保
 フォローアップ業務における計画的な支援（おおむね1年間の範囲内）とモニタリング

※1 上記調査研究事業において、好取組集として取りまとめられている

※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

…福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

…地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです…

5 地域生活定着促進事業をとりまく状況

5-1 政府における再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

平成30年12月、再犯防止推進計画が閣議決定

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上の困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするために、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

(②) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（続き）

○ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

⑥ 地方公共団体との連携強化等のための取組

○ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

5 – 2 地域共生社会の実現に向けた取組

改正社会福祉法の概要

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図されることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

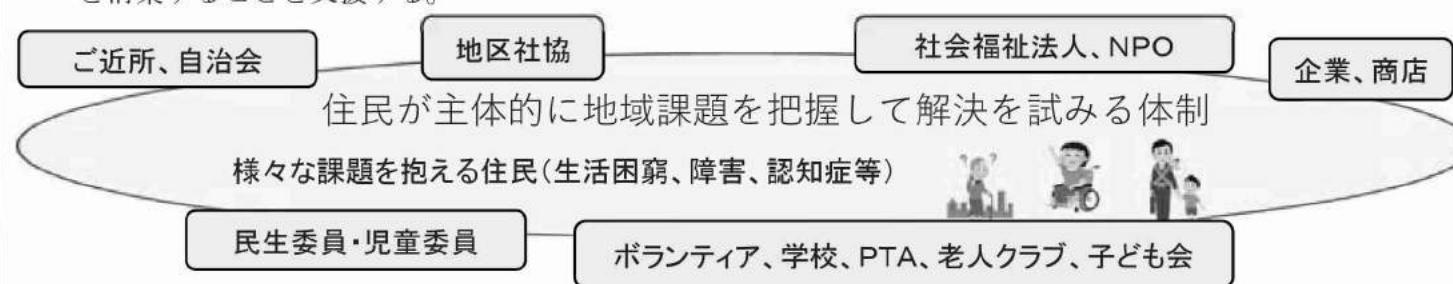
※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

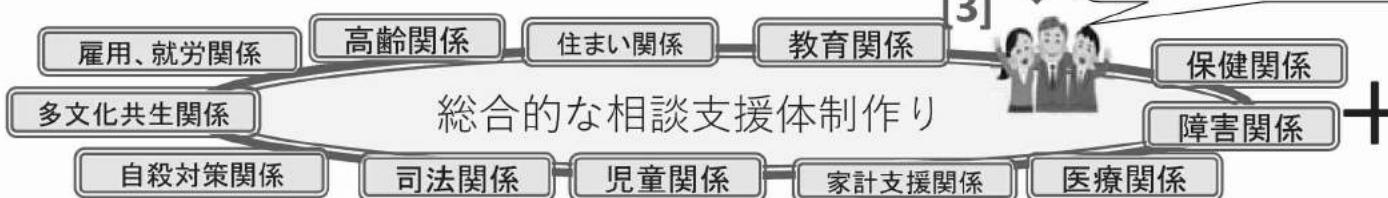
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

*下線部分は平成30年度新規

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。



ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

15

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

第106条の3
第1項第1号



○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。こうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一體的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

[2] 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

第106条の3
第1項第2号



○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのプランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

[3] 市町村における包括的な相談支援体制

第106条の3
第1項第3号



○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圈域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全般的な体制整備

等

○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狹義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

16

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設など

平成30(2018)年：

- ◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- 更なる制度見直し
- 2020年代初頭：全面展開

【検討課題】

- ① 地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ② 保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方

③ 共通基礎課程の創設 等

17

5-3 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

【平成30年6月8日交付】

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ（1/2→2/3）
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

18

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

施設

GH

病院

等

一人暮らしを希望する障害者が移行

支援内容

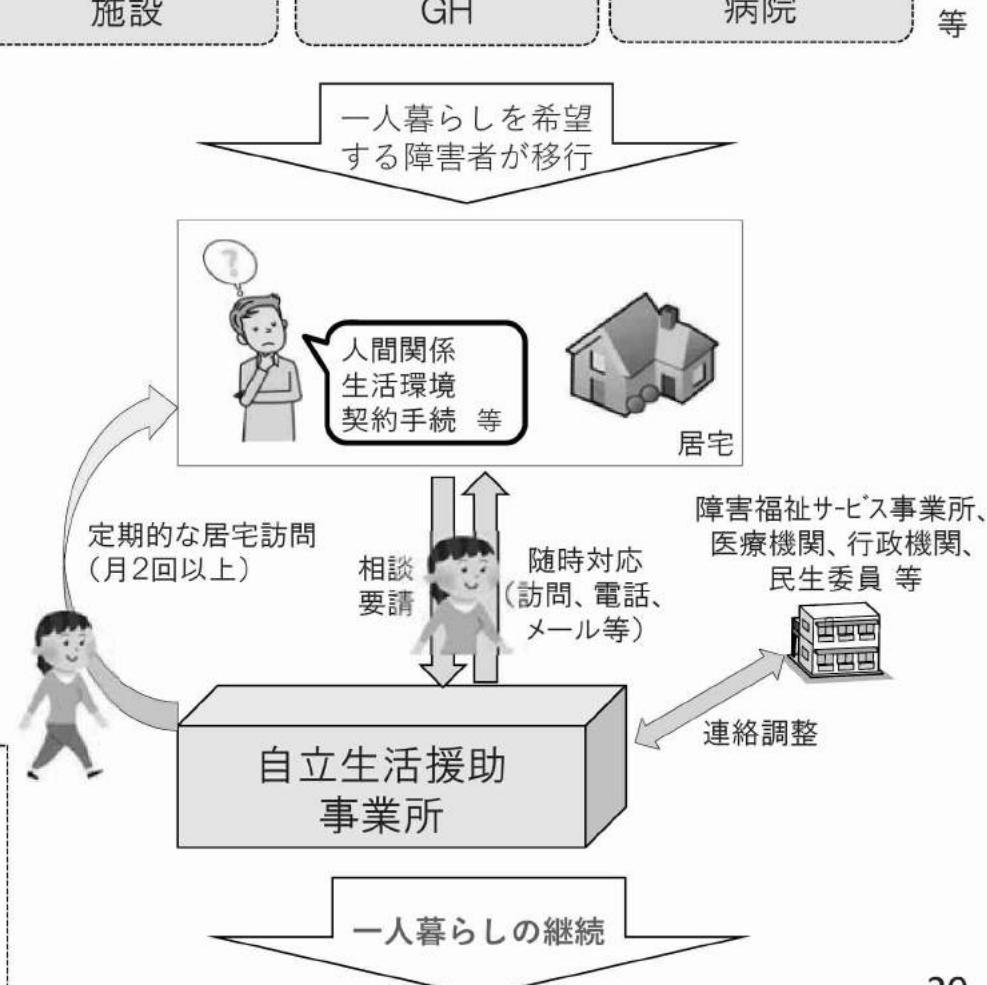
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
 ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月

※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

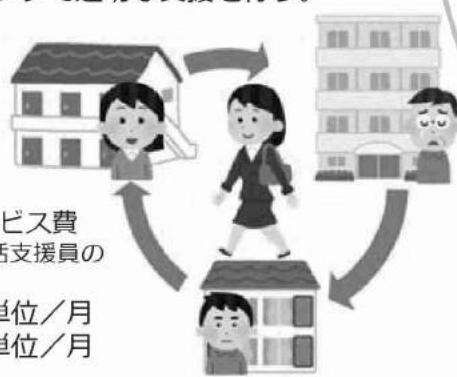


精神障害者地域移行特別加算 300単位／日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助（再掲）において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除した数が
30未満 1,547単位／月
30以上 1,083単位／月

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える
提供体制の構築



相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

地域移行支援における地域移行実績等の評価

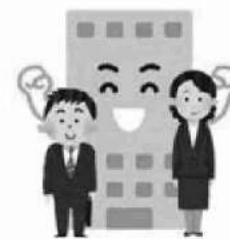
精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費（I）3,044単位／月

医療観察法対象者の受け入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位／日

基礎講座

1 「矯正」刑務所

盛岡少年刑務所 首席矯正処遇官（企画担当）

高橋 聖 氏

2 「司法1」弁護士

川上・吉江法律事務所 弁護士

吉江暢洋 氏

3 「司法2」検察庁

盛岡地方検察庁 統括捜査官（社会復帰支援担当）

木村卓嗣 氏

4 「更生保護」保護観察所

盛岡保護観察所 統括保護観察官

下野博史 氏

5 「定着」地域生活定着支援センター

長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸剛史 氏

基礎講座1 「矯正」刑務所

たかはし あきら
高橋 聖 氏

(盛岡少年刑務所首席矯正処遇官企画担当)

プロフィール

- 平成21年4月 秋田刑務所 統括矯正処遇官（第一担当）
- 平成24年4月 仙台矯正管区 庶務係長
- 平成25年4月 仙台矯正管区 不服審査調査官付
- 平成25年5月 仙台矯正管区 管区監査官付矯正専門職
- 平成26年4月 福島刑務所 会計課長
- 平成28年4月 秋田刑務所 用度課長
- 平成30年4月 盛岡少年刑務所 首席矯正処遇官（企画担当）

平成30年度岩手県地域生活定着支援研修会



「CHANGE(改革・変革)」
「CHALLENGE(改革への挑戦と情熱)」
「COOPERATE(国民との協働)」

盛岡少年刑務所

平成30年11月15日

矯正施設

刑事施設
少年院
少年鑑別所
婦人補導院

法務省の施設等機関



矯正施設の役割

刑務所, 少年刑務所

主に懲役受刑者, 禁錮受刑者など刑の確定した人を収容し, 改善更生や社会復帰を図ることを目的とした処遇(作業, 訓練, 改善指導, 社会復帰支援など)を行う。

拘置所

主に被疑者, 被告人など刑の確定していない人を収容し, 裁判を受けさせる。

少年鑑別所

主に家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し, 家裁による調査・審判等のため専門的な知識に基づいた資質鑑別を行う。

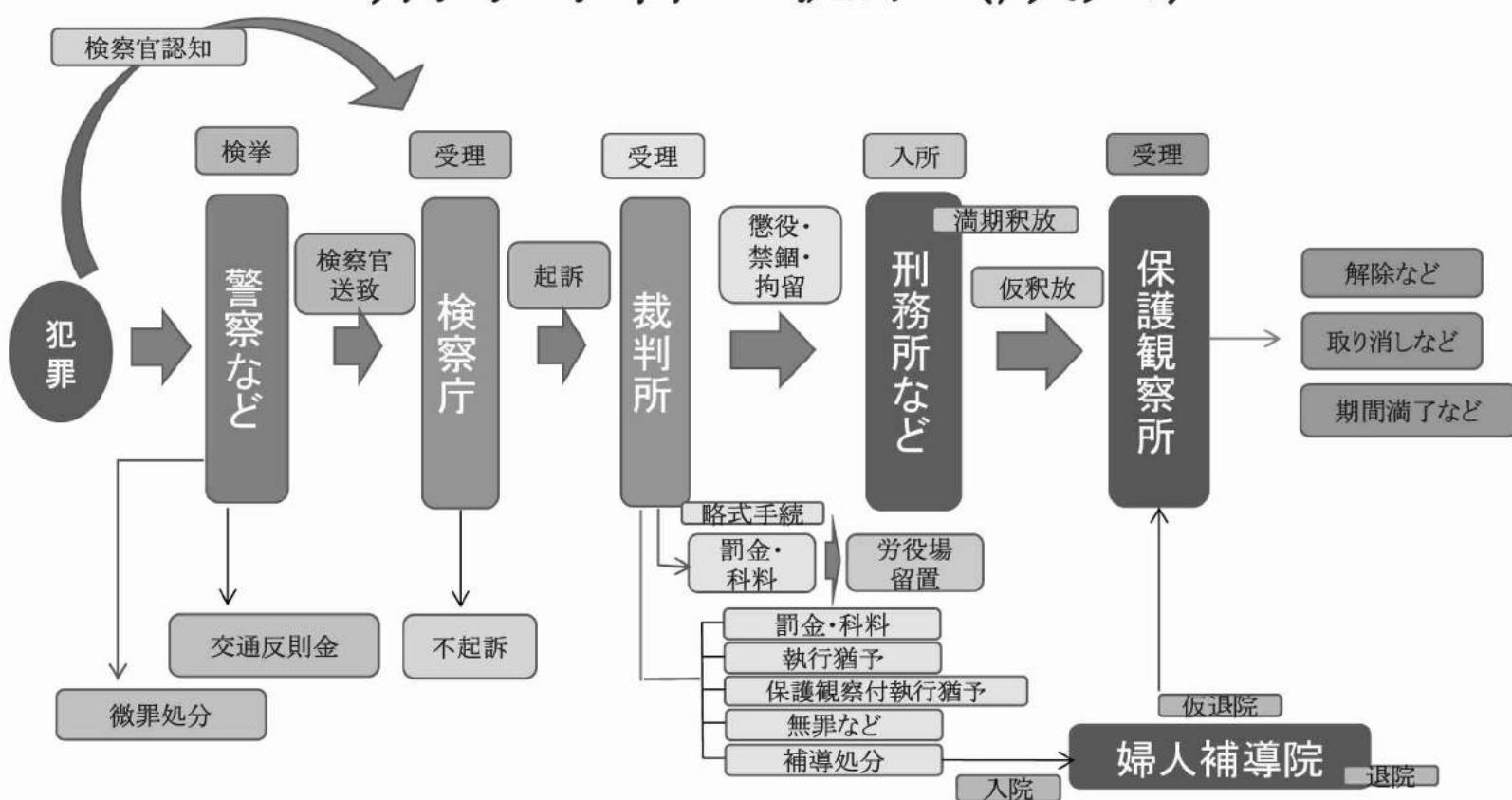
少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し, 生活指導, 教科教育, 職業補導等を行う。

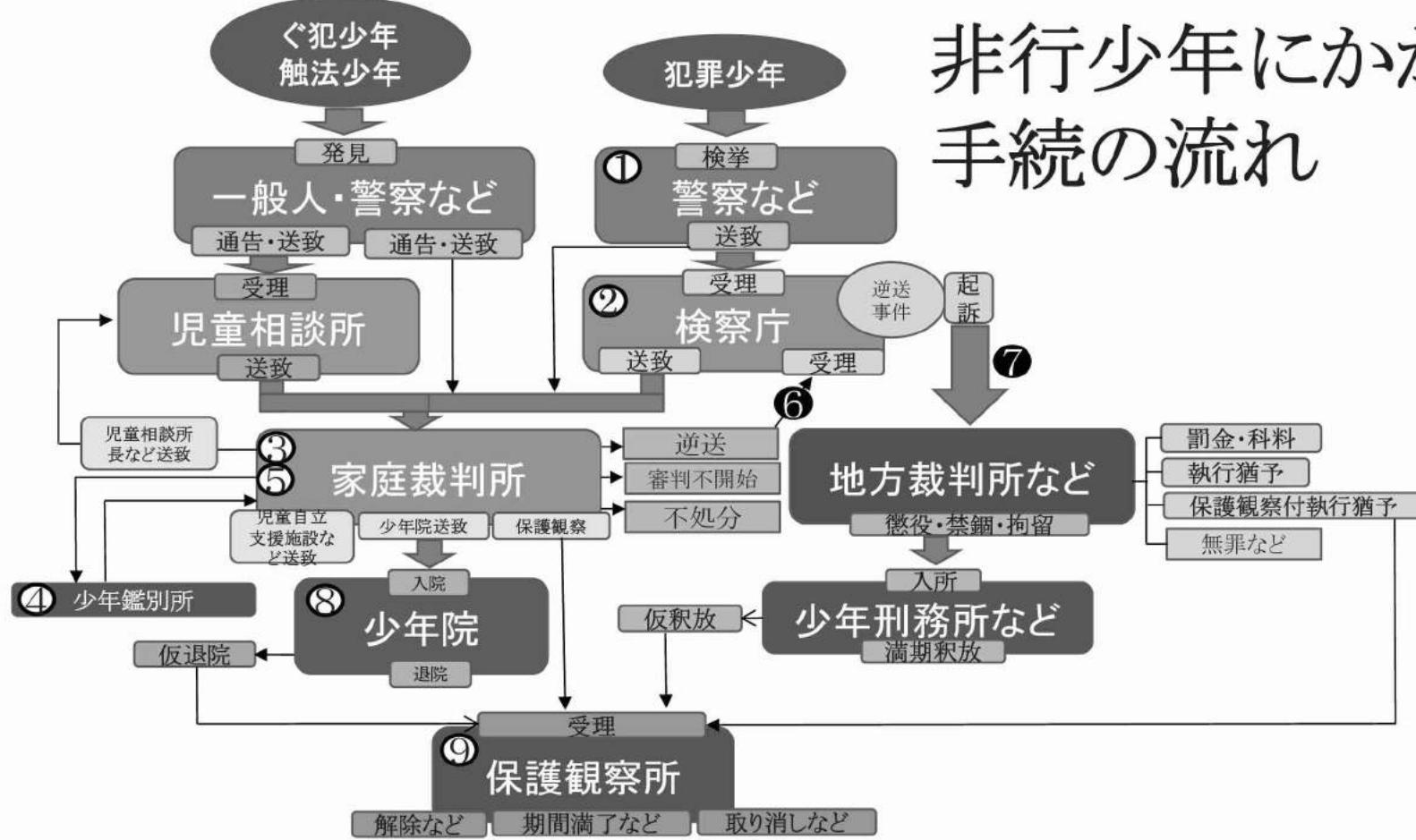
婦人補導院

売春防止法違反の罪を犯したため, 補導処分の言い渡しを受けた成人女子を収容し, 生活指導, 職業補導等を行う。

刑事事件の流れ(成人)

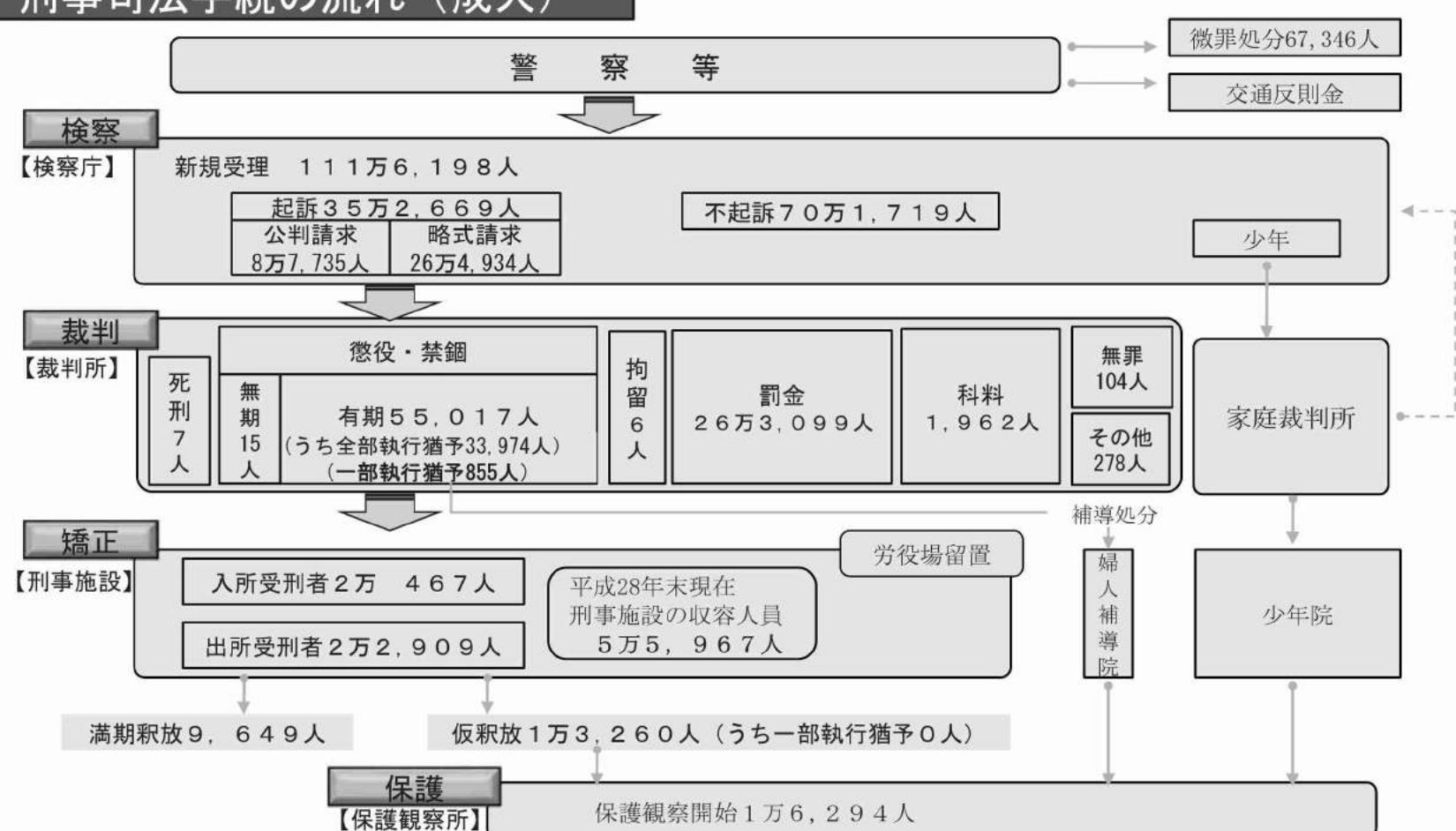


非行少年にかかる手続の流れ



刑事司法手続の流れ（成人）

平成29年版犯罪白書（参照）



法務省(国)の機構

法務本省

法務大臣

副大臣

政務官

事務次官

審議会等

特別の機関

外局

施設等機関

※内部部局(7)

大臣官房

民事局

刑事局

矯正局

保護局

人権擁護局

入国管理局

矯正研修所(1) 支所(7)

※施設等機関(矯正施設)

刑務所(62)

刑務支所(8)

少年刑務所(6)

拘置所(8)

拘置支所(100)

少年院(46)

分院(6)

少年鑑別所(50)

支所(2)

婦人補導院(1)

(2018年3月現在)

※地方支分部局

矯正管区(8)

盛岡少年刑務所の沿革

- 明治 5年 南岩手郡東中野村字桜馬場(盛岡市下の橋通り下橋中学校)に獄舎(岩手県所管「徒刑場」)を設置
- 明治20年 下厨川狐森(盛岡市前九年三丁目)に新築移転
- 明治36年 盛岡監獄(司法省所管)と改称
- 大正 3年 東北6県の18歳未満の男子受刑者収容
- 大正11年 盛岡少年刑務所と改称
- 昭和 47年 YA級,JA級受刑者を収容
- 昭和 49年 現在地に移転
- 昭和 53年 YB級,JB級を収容
- 平成 10年 刑終了時30歳未満のB級受刑者の収容
- 平成 23年 刑終了時36歳未満のB指標受刑者の収容

盛岡少年刑務所に収容される受刑者

JB

少年院への収容を必要としない少年で、
犯罪傾向の進んでいる者

YB

可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる
26歳未満の成人で、犯罪傾向の進んでいる者

B

犯罪傾向が進んでいる者のうち、
B(一部) 刑終了日において36歳未満の者で、かつ、暴力団員でない者

少年～20歳に満たない者(少年法第2条第1項)

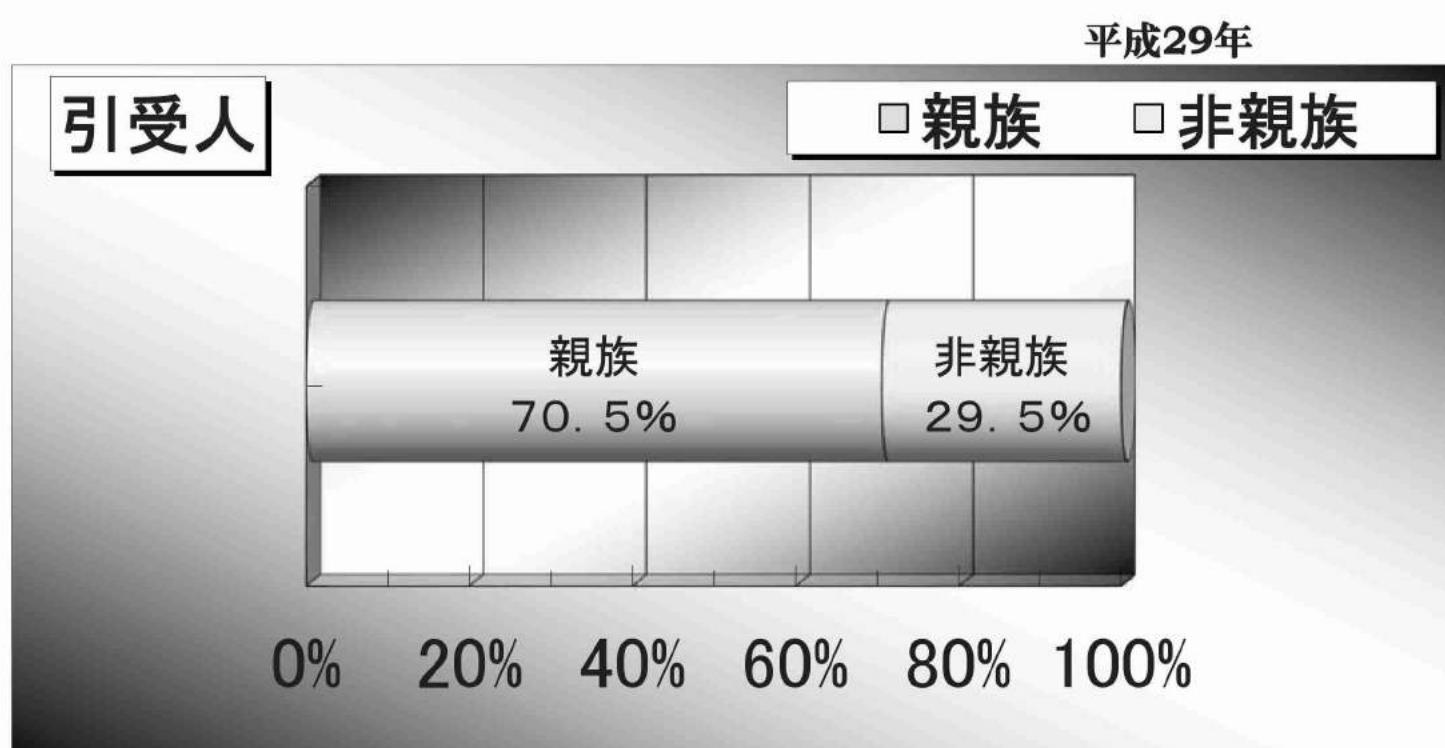
懲役又は禁錮の執行

～懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年(少年院で刑の執行を受ける者を除く。)に対しては、特に設けた刑事施設(中略)において、その刑を執行する。満26歳に達するまで、継続可能である(少年法第56条第1項、第2項)。

仮釈放状況



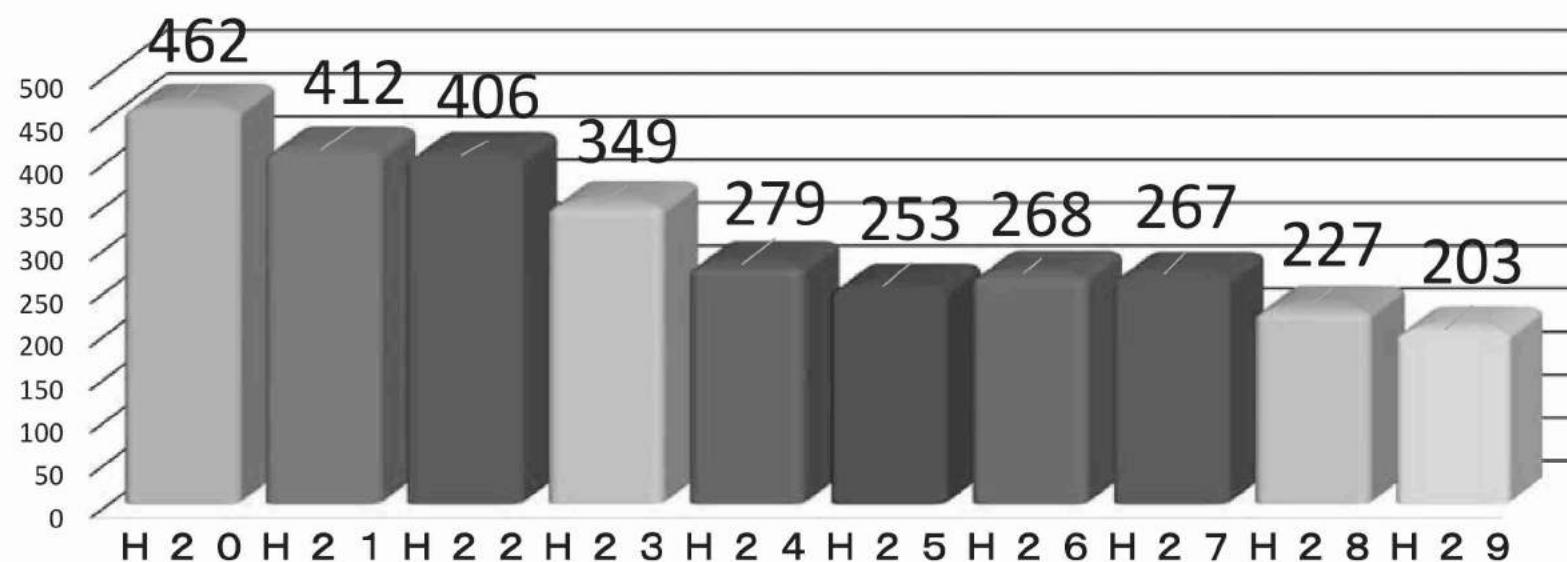
保護状況(帰住地・引受人)



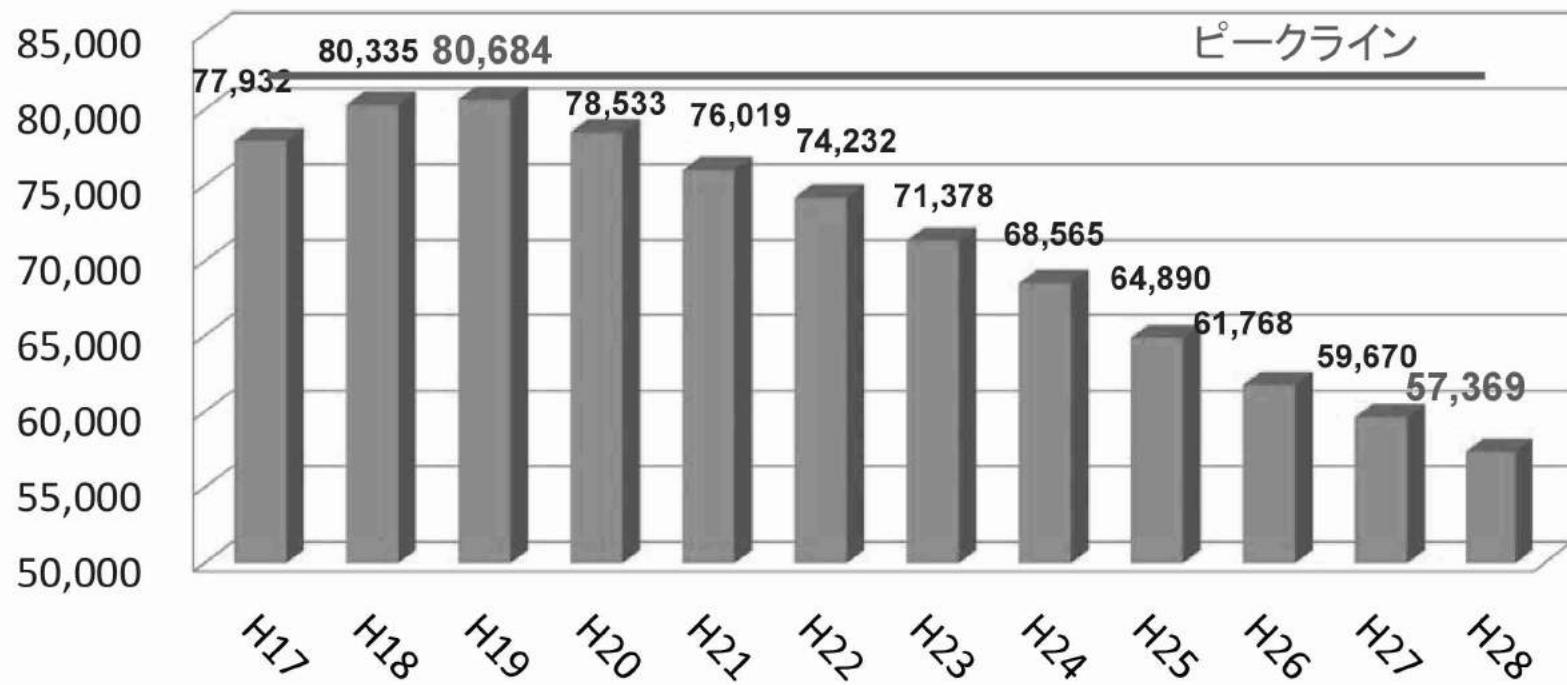
当所の一日平均収容人員

【参考 過去最高収容人員】
H19. 6. 28 510人

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人員	462	412	409	349	279	253	268	267	227	203



刑事施設の1日平均収容人員の推移(平成17～28年)

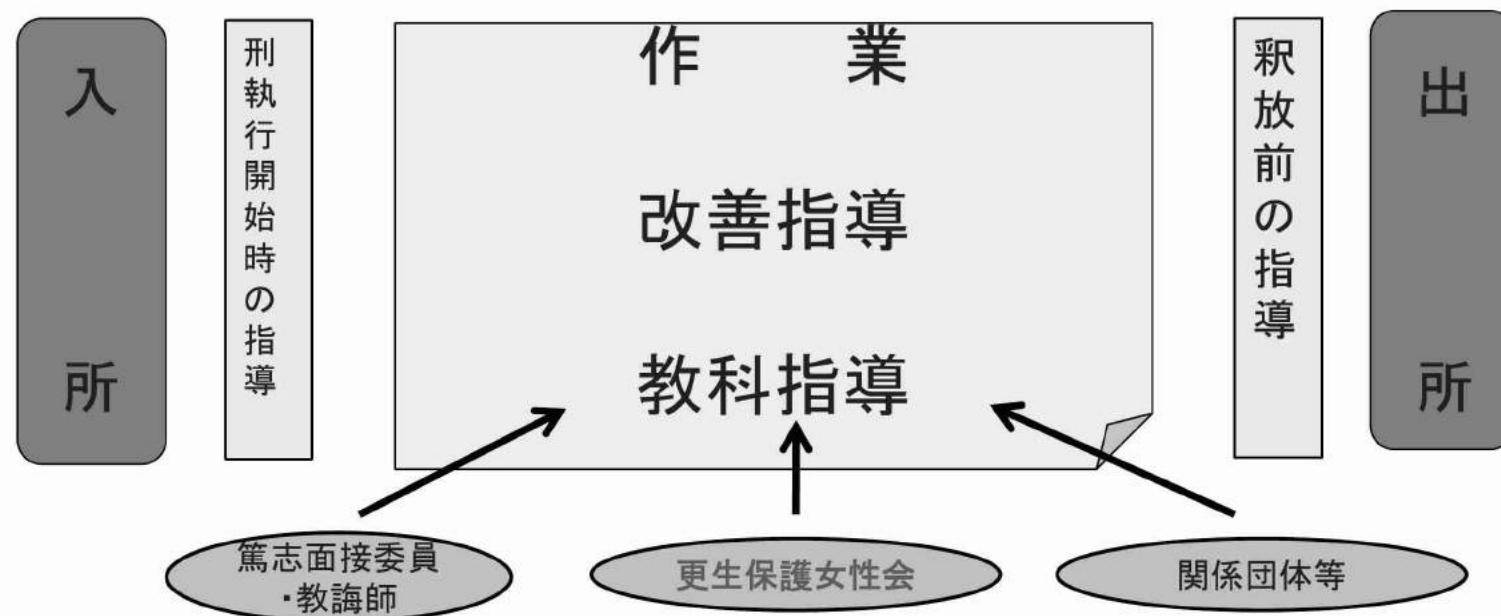


受刑者の一日の生活

	平 日	休 日
起 床	6:40	7:30
点 検	6:55	7:45
朝 食	7:00	7:50
出 室	7:30	—
始 業	7:40	—
休 憩	9:45~9:50	—
昼 食	12:00~12:20	12:00
休 憩	12:20~12:30	—
休 憩	14:30~14:35	—
終 業	16:20	—
還 室	16:20	—
点 検	16:30	16:10
夕 食	16:40	16:20
仮 就 寝	17:00	17:00
就 寝	21:00	21:00

受刑者処遇の流れ

矯 正 処 遇



矯正処遇

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 1 作業 | ①一般作業(生産, 自営)
②職業訓練
③社会貢献作業 |
| 2 改善指導 | ①一般改善指導
②特別改善指導 |
| 3 教科指導 | ①補習教科指導
②特別教科指導 |

一般作業

木工(家具製作)

洋裁(雨具等の縫製)

金属(南部鉄器研磨, 溶接, コイル巻き, 自動車整備)

その他(紙細工等)

職業訓練(訓練種目)

1 ビル設備管理科

2級ボイラー技士 ボイラー実技講習修了証

危険物取扱者乙種4類

2 溶接科

ガス溶接技能講習修了証

アーク溶接等の業務に係る特別教育修了証

自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育修了証

3 自動車整備科

3級ガソリンエンジン整備士

4 農業科(園芸課程)

3級造園技能士

5 情報処理技術科

ITパスポート MOS Word2010 MOS Excel2010

6 ビジネススキル科

就労に必要なパソコン操作の初步的技能

改善指導

一般改善指導

特別改善指導

- 薬物依存離脱指導
- 性犯罪再犯防止指導
- 被害者の視点を取り入れた教育
- 交通安全指導
- 就労支援指導

教科指導

補習教科指導

特別教科指導(杜陵高等学校)

刑事施設における指導及び支援

法第30条(受刑者処遇の原則)

改善更生の意欲の喚起 & 社会生活に適応する能力の育成

法第84条 矯正処遇の実施(義務的)

(法律の明確な根拠なし)

受刑者の問題性に
直接働き掛けるもの

円滑な社会復帰のための
環境を整えるもの

矯正処遇

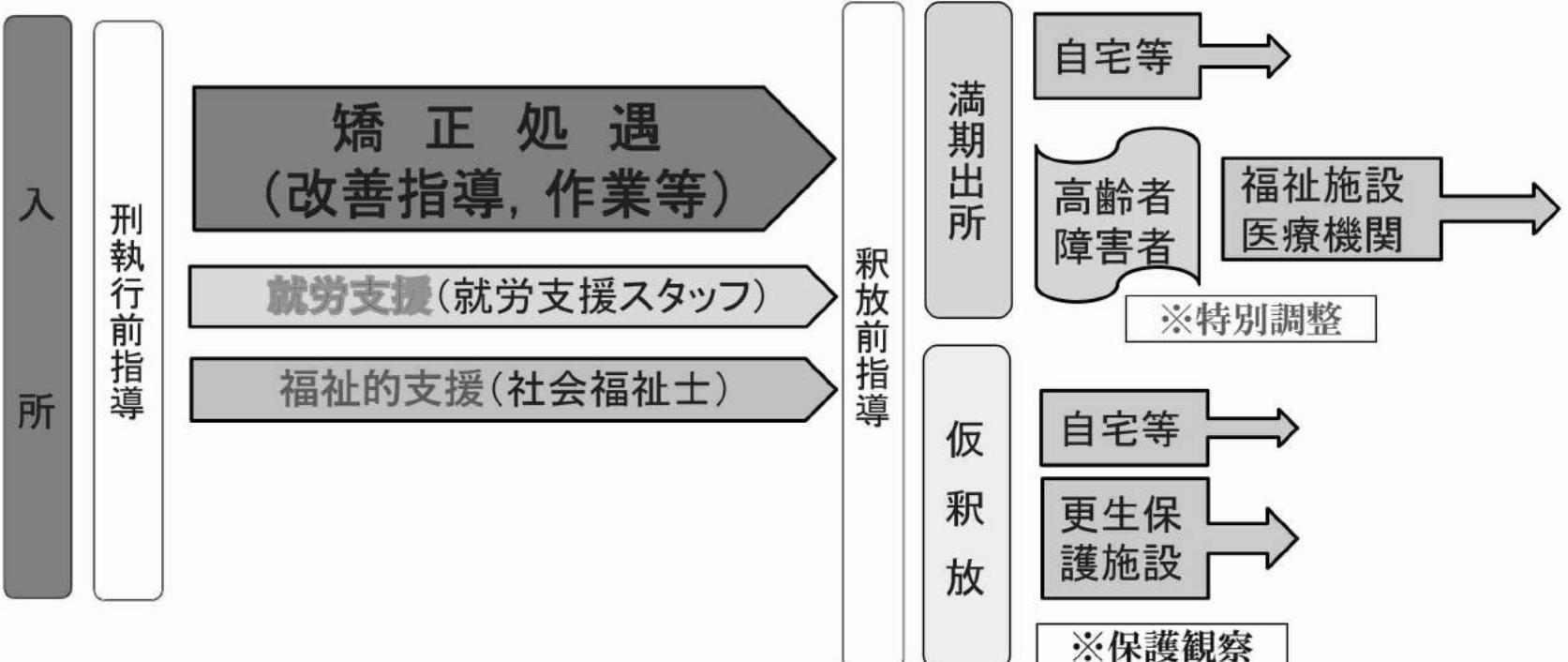
作業(職業訓練など)
改善指導(一般・特別)
教科指導(補習・特別)
など

社会復帰支援

福祉的支援
就労支援

再犯防止

社会復帰支援



特別調整

1 対象者

特別調整の要件を満たしている

高齢・障害により自立が難しい受刑者

2 内容

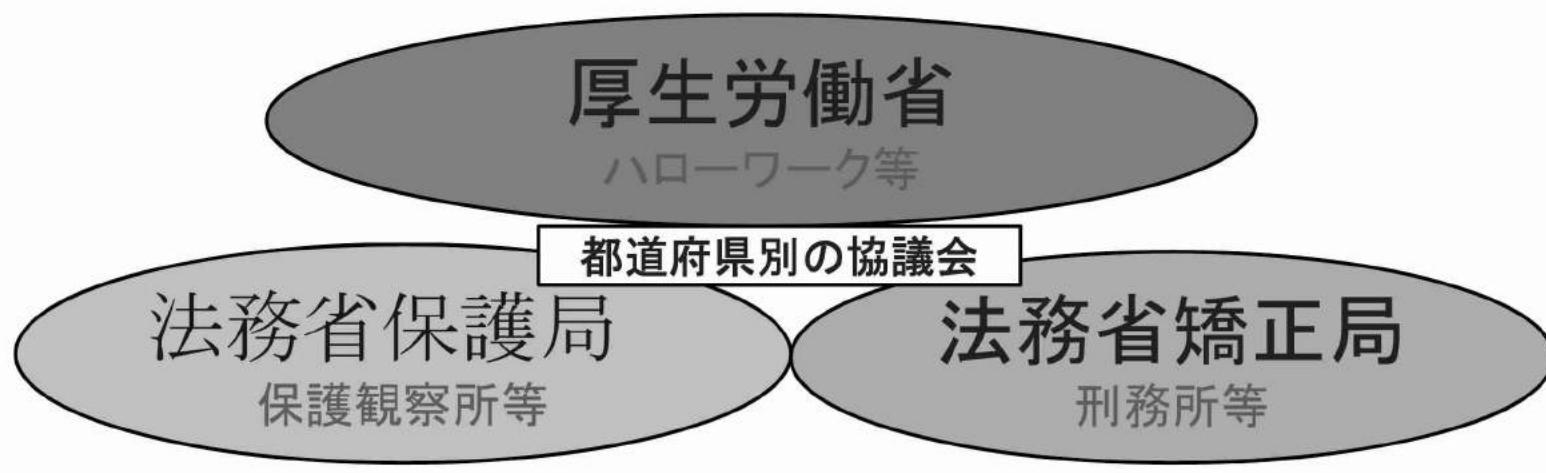
刑務所在所中における出所後の生活準備

福祉サービスの手続きを行い、地域社会で生活するための居場所等を準備する

「特別調整」 6つの要件

- 1 65歳以上の高齢者又は身体・知的・精神障害のいずれかであること
- 2 住居(帰住先・引受人)がないこと
- 3 福祉サービスが必要な者
- 4 円滑な社会復帰のために必要
- 5 本人が希望している
- 6 個人情報の開示・提供に同意

就労支援体制



社会における受け皿が必要です！

保護状況

平成30年

1 帰住先

親族			それ以外			
親	兄弟	その他	知人	雇用主	保護施設	その他
37	1	3	8	7	8	10

2 就労支援

年次	就労支援実施者	重点的就労支援対象者	収容中採用面接件数	収容中内定
平成29年	38	1	9	8
平成30年	25	0	32	22

※ 平成30年9月30日までの数値

3 特別調整

年次	特別調整候補者選定人数
平成29年	2
平成30年	0

再犯防止について

1 再犯の現状



2 再犯者を減らすメリット

- ◆ 安全・安心

約3割の再犯者により約6割の犯罪が行われている。

再犯者に犯罪をさせない取組

⇒ 新たな被害者が生まれることを防止

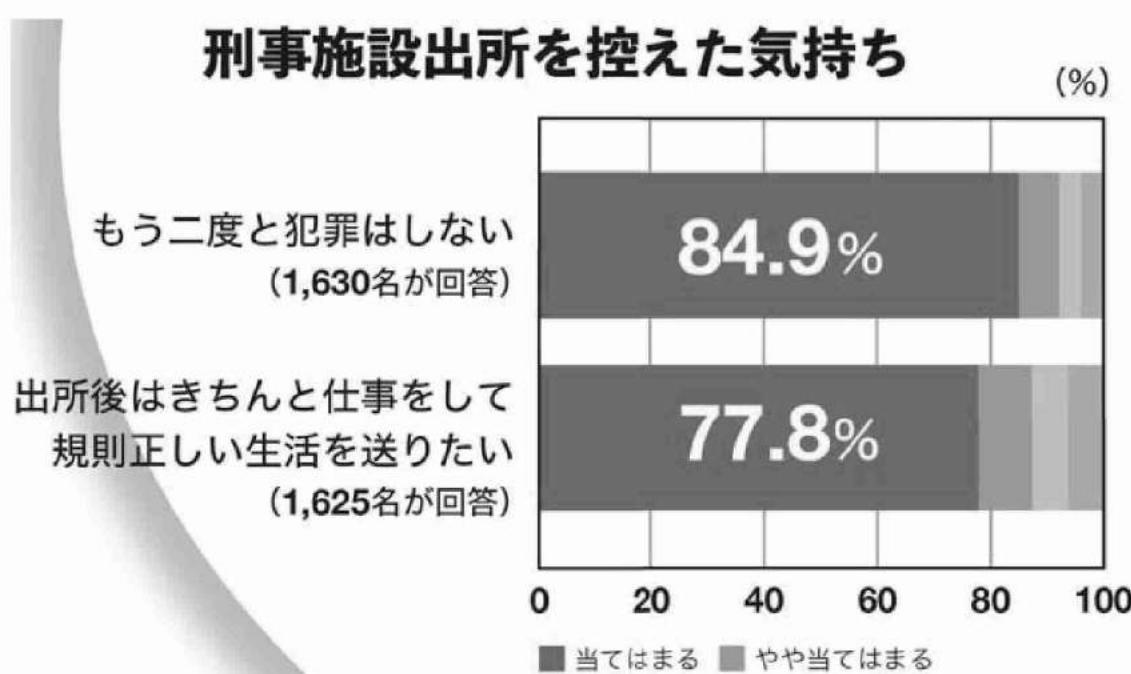
- ◆ 財政・経済

刑務所には1日平均で約5万7,000人が収容

受刑者の収容に必要な費用は、年間約374億5千万円

⇒ 再犯者が犯罪を繰り返さないことは財政上にも有益

3 受刑者は立ち直りたい



4 立ち直りへの壁 ①

- (1) 孤独、相談相手がない
- (2) 薬物依存がある
- (3) 高齢である、障害がある
- (4) 住むところがない、仕事がない

4 立ち直りへの壁 ②

- (1) 孤独、相談相手がない
新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が受けられず、生活が再び乱れてしまう。
- (2) 薬物依存がある
適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存からの回復ができない。

4 立ち直りへの壁 ③

(3)高齢である、障害がある

必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。

(4)住むところがない、仕事がない

身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。

前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。

5 再犯を防ぐためには

本人の努力はもとより、

就労や居住の確保に向けた支援、

保健医療・福祉サービスの利用に向けた

支援等が必要

6 再犯防止推進法

平成28年12月,
立ち直りを支える社会を実現するために
「再犯の防止等の推進に関する法律」が
公布・施行

7 「再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- (1)就労・住居の確保等
- (2)保険医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3)学校等と連携した就学支援の実施等
- (4)犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- (5)民間協力者の活動の促進等, 広報・啓発活動の推進等
- (6)地方公共団体との連携強化等
- (7)関係機関の人的・物的体制の整備等

8 忘れてはならない被害者の存在

(1) 再犯防止に向けた取組については、被害者の存在を十分に認識した上で進めていくことが重要

(2) 犯罪の被害に遭われた方やそのご家族に対し、「第3次被害者等基本計画」に基づく支援を行っている。

※1 精神的・身体的被害の回復

※2 刑事手続への関与拡充の取組

ありがとうございました。



盛岡少年刑務所

完

基礎講座2 「司法1」弁護士

よしえのぶひろ
吉江暢洋 氏 (川上・吉江法律事務所弁護士)

プロフィール

平成15年10月	弁護士登録（岩手弁護士会）
平成24年度	岩手弁護士会副会長
平成25年度	//
平成26年度	//
平成30年度	//
平成22年度	岩手弁護士会理事
平成27年度	//
平成28年度	//
平成29年度	//
平成15年10月～	岩手弁護士会刑事弁護委員会委員
平成27年 4月～	// 委員長
平成25年 4月～	岩手弁護士会貧困問題対策委員会委員
平成27年 4月～	NPO法人フードバンク岩手理事
平成29年 6月～	岩手県社会福祉事業団評議員

基礎講座「司法1」 ～弁護士の立場から

平成30年11月15日
@アイーナいわて県民情報交流センター
弁護士 吉江暢洋

1 刑事手続の基本

(1) 刑事手続とは？

刑事事件(犯罪)について、証拠を収集して犯罪の事実と犯人を確定し、裁判により刑罰を定める手続

(2) 手續の流れ



1 刑事手続の基本

(3) 身体の拘束



1 刑事手続の基本

(4) 関係者の役割

① 検察官

捜査により犯罪の犯人を明らかにする。

裁判所に被告人を起訴して、有罪の認定と刑罰を求める。

② 弁護士

弁護人として被疑者、被告人に寄り添い、不当な捜査、裁判を受けることのないようにする。

③ 裁判官

検察官の立証により、被告人が有罪かどうか、有罪の場合刑罰の内容を判断する。

1 刑事手続の基本

(4) 弁護人の役割

① 手続保障

被疑者・被告人が、適正な手続によって、適正な刑罰を受けるようにする。被疑者・被告人の権利保障。

⇒ 障害者・高齢者は、自己防御力が弱い(より権利保障が必要)

② 被疑者・被告人に有利な事情を明らかにする

適切な刑罰になるため。検察官は、悪い事情しか主張しない(かも知れない。)。被害者との示談、本人の環境調整など。

⇒ 環境調整により、再犯の可能性を少なくする。

⇒ 障害者・高齢者にとっては、安心して生活するための支援

2 触法障害者・高齢者

(1) 触法障害者・高齢者の理解

障害者・高齢者の抱える生活課題への社会のケア(権利擁護)

がないために、犯罪に及んでしまう障害者・高齢者が存在する。

⇒一度だけでなく、受刑の経験をしても、出所後、同じ問題にぶつかり、再び同じような犯罪に及んでしまう場合もある。何度も犯罪を繰り返してしまう場合、「累犯」障害者・高齢者などともいう。



刑罰を受けても、結局、その者の抱える生活課題が解決されなければ、同じことが繰り返される(逆に、生活課題が解決されれば、犯罪に及ぶ必要はなくなる可能性が大きい)。

2 触法障害者・高齢者

(2) 典型的な触法障害者

- ① 子どものころから障害を抱えている(親は気付かない・見ない)
- ② 能力に応じた学びの機会はない(ついて行けない)
- ③ コミュニケーション能力が育たない
- ④ 他者と信頼関係が気付けない(愛着不足も原因)
- ⑤ 福祉との関わりが十分に持てない
- ⑥ 自分で解決できない課題も、他者から援助が受けられない
- ⑦ 課題を無理に解決しようとしてしまう(非合法も)
- ⑧ 社会復帰後も問題は解決しない
- ⑨ 同じ方法でしか課題が解決できない(習慣化と評価の定着)
- ⑦、⑧、⑨が繰り返される

2 触法障害者・高齢者

(3) 刑事処分の限界

・解決しがたい生活上の問題がある

↓

→・(望んではいないが)犯罪に至る

↓

・刑罰を受け、社会に復帰する

↓

・解決しがたい生活上の問題が復活する

刑罰を受けさせる意味があるか？

2 触法障害者・高齢者

(4) 刑罰の目的

- ・一般予防

犯罪者を処罰することで、一般人が犯罪を犯すことを防ぐ

- ・特別予防

犯罪者を処罰することで犯罪者自身を改善する

　←処罰されても、犯罪に至る原因是変わらない

- ・応報的考え方

犯罪を犯したのだから罰する

2 触法障害者・高齢者

(5) 地域生活定着支援の必要性

- ・再び犯罪に及ぶことがないように

　⇒生活上の問題に支援の手を(福祉との連携)

- ・きちんと気付いて繋がることが必要

弁護士は被疑者・被告人の状況に気付き、社会福祉士や精神保健福祉士等に繋ぐ

福祉士は、本人の状況を見立て、必要な支援を探る

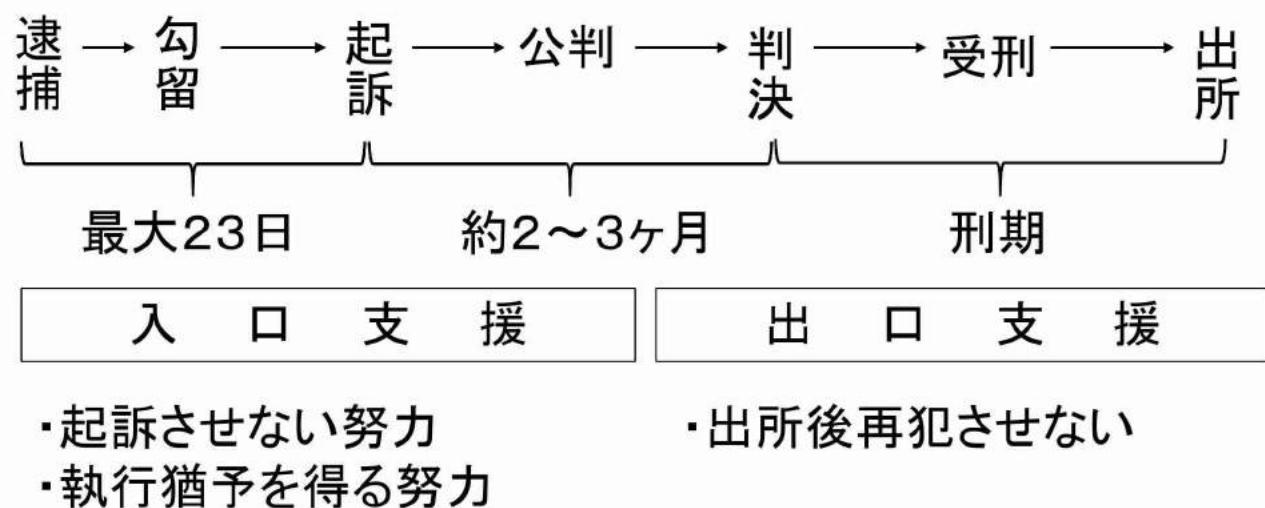
両名が協力して、更生計画を策定する

※弁護士だけが言ってもいまいち

専門家として福祉士の意見などがあって意味がある

2 触法障害者・高齢者

(6) 支援のタイミング



2 触法障害者・高齢者

(7) 支援の際の注意点

入口支援・出口支援の目的は、障害者・高齢者である被疑者・被告人の抱える生活上の問題点に福祉的観点から支援を行い、再犯を防止するところにある。

←支援の目的が「再犯防止」ではないことに注意が必要
 支援の目的は、その方の生活上の問題点を解決すること
 その結果、犯罪に及ぶ必要性がなくなれば良い(副次的効果)

終了

ご清聴ありがとうございました。

講師連絡先

〒020-0015

岩手県盛岡市本町通1丁目10番7号マルモビル2階

川上・吉江法律事務所

TEL 019-651-3560 ·FAX 019-651-3561

n.yoshie1976@gmail.com

弁護士 吉江暢洋

基礎講座3 「司法2」検察庁

きむらたくじ
木村卓嗣 氏

(盛岡地方検察庁統括捜査官社会復帰支援担当)

プロフィール

- 平成 3年4月 仙台地方検察庁採用
- 平成14年4月 法務省大臣官房秘書課
- 平成17年4月 仙台地方検察庁
- 平成19年4月 盛岡地方検察庁花巻支部
- 平成22年4月 盛岡地方検察庁
- 平成29年4月 盛岡地方検察庁統括捜査官（社会復帰支援担当）

刑事事件の手続の流れ

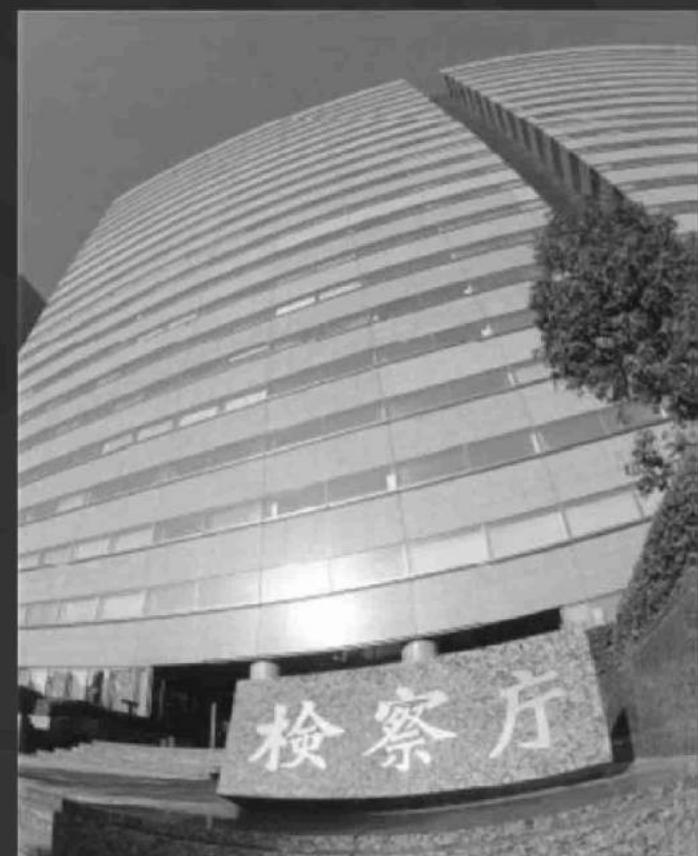
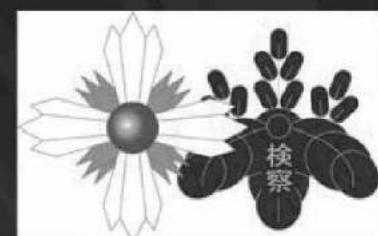
検察の役割

社会正義の実現

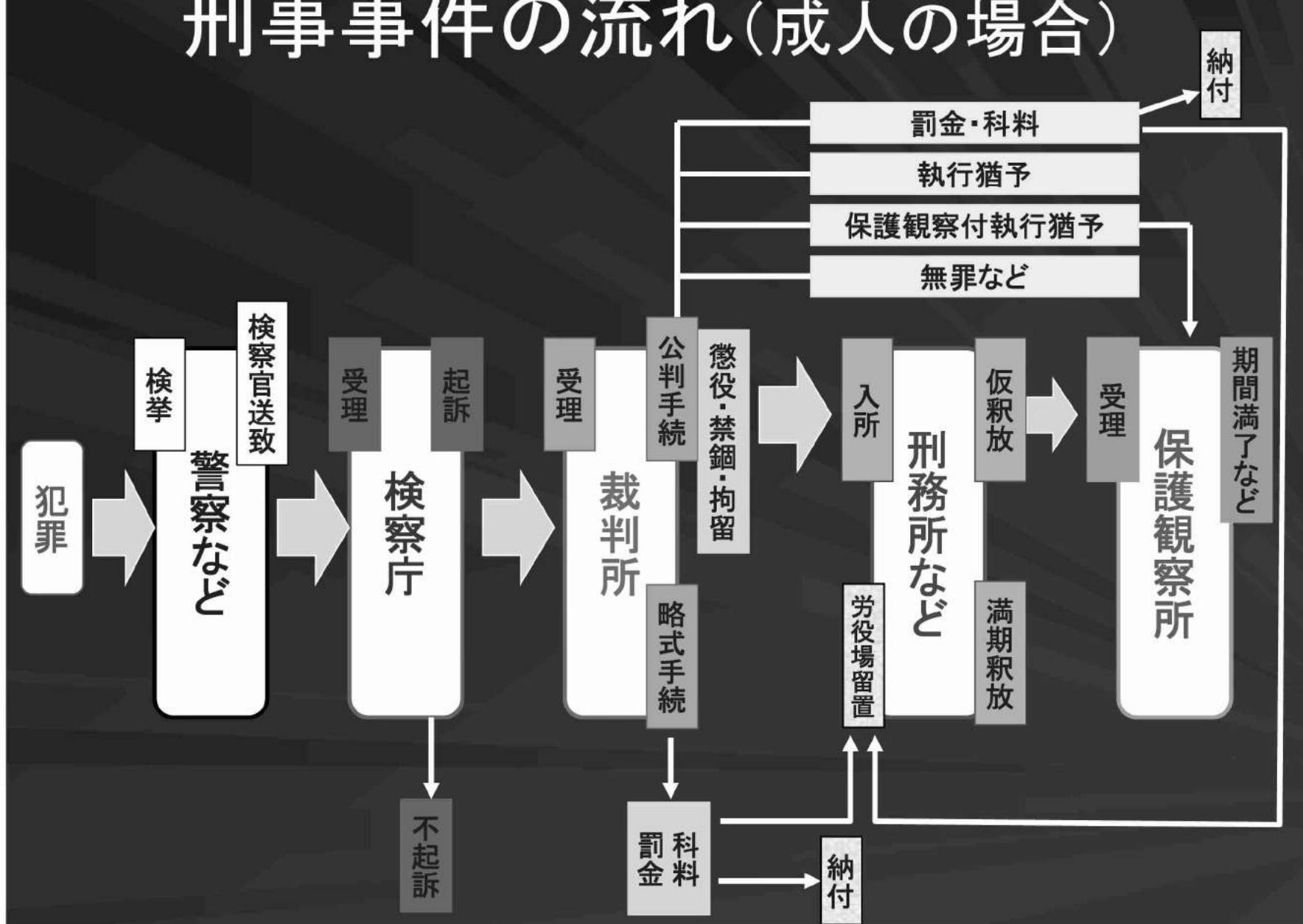
犯人の人権を守り、犯罪被害者等の権利・利益を保護しつつ、

事案の真相を解明し、適正な科刑を通じて

社会正義を実現する



刑事事件の流れ(成人の場合)



ある日…

ひったくり事件発生！



現行犯逮捕



逮捕された犯人(被疑者)はどうなるの?

事件の内容



警察における捜査, 檢察官送致

事件発生



警察において捜査

検察官に送致



検察庁における事件受理・勾留請求

事件受理



検察官

- これはどんな事件だろうか？
- 逮捕や証拠品の押収などの各手続は適法に行われているか？
- 客観的な証拠はあるのか？
- 被疑者の自白は真実の自白か？
- 被疑者を勾留する必要はあるか？

勾留の要件

- ①住居不定
- ②罪証を隠滅するおそれがある
- ③逃亡するおそれがある
のどれかに当たるとき



裁判官に勾留請求

↓
勾 留

検察における捜査



検察官は、どんなことを考えて捜査するの？

捜査方針・計画の策定

- 立証すべき事実(要証事実)の特定
- 事実認定上の問題点の把握・検討
- 情状事実の検討

具体的には

- ★どのような犯罪に該当するのか判断する
- ★犯人か否かを慎重に判断する
- ★供述の信用性を慎重に見極める
- ★徹底した裏付け捜査を行う
- ★何が重要な情状事実かを見極める



被疑者

被疑者の取調べの状況

警察との連携協力
捜査の指示

厳正公平な立場で、迅速かつ徹底した捜査を行う

被疑者の取調べ



検察官は、どのように被疑者を取り調べるの？



こんな事件を起こしてしまい、反省しています・・・

- 証拠関係を完全に把握する
- 予断と偏見を持たず、公平無私の立場に立ち、まずは被疑者の話を聞く
- 被疑者の弁解
→具体的かつ詳細に聞き取り、徹底した裏付け捜査を行う
- 誠実かつ冷静に粘り強く取り調べる
- 真の自白を得る
 - 心からの反省と、それに基づく自白
こそが、犯人の更生につながる**
- 被疑者が自白している場合でも、任意性・信用性を慎重に検討する

参考人(目撃者等)の事情聴取

事案の真相解明に当たって、検察官が心証形成するためや公判における立証のために重要なと判断されるなどの場合は、検察官が目撃者等から話を聞くなどする

女性の悲鳴が聞こえたので見てみると、女性がバッグを奪われて転んだところでした。

バイクに乗った犯人が逃げる途中で転んだので、犯人を追いかけて、私が取り押さえました。



目撃者(逮捕者)

参考人(被害者等)の事情聴取

被害感情を酌むなどして事件を適切に処理したり、適正な量刑を得るために必要に応じ、検察官が被害者やその遺族等からその被害の実態について十分に話を聞くなどする



いきなり後ろからバッグを引いたくられそうになり、その拍子で転んで怪我をしてしまいました。

事件の後、夜道を歩くのが怖くてしょうがないのです。
犯人を許せません！

処 分



被疑者はどんな処分をされるの？

処分の種類

起訴 被疑者を裁判にかけること



起訴する権限は、
検察官だけが持っている！



不起訴

起訴猶予・嫌疑不十分 など